



# 島根県報

令和6年7月23日（火）

第 5 3 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

農地を利用する権利の設定に関する裁定（2件）	（農 業 経 営 課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	3

## 告 示

## 島根県告示第479号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和6年7月23日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
益田市市原町イ678番8	畑	7,391

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
畑地として利用	令和6年8月1日	権利の始期から令和16年12月31日まで	59,130

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

## 4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等	所有者等の住所
益田市市原町イ678番8	大賀 盛男	益田市喜阿弥町イ844番地内2

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局益田支局に補償金を供託する。

## 島根県告示第480号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和6年7月23日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
益田市横田町1705番1	田	1,069
益田市横田町1715番1	田	4,528

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和6年8月1日	権利の始期から令和15年12月31日まで	94,626

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

## 4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等	所有者等の住所
益田市横田町1705番1	中島 年章	益田市横田町1974番地
益田市横田町1715番1	中島 年章	益田市横田町1974番地

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局益田支局に補償金を供託する。

#### 島根県告示第481号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和6年7月23日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
立河内地区区画整理事業（県営農地環境整備事業）	令和5年3月15日
立河内地区農用地保全施設事業（県営農地環境整備事業）	令和3年11月1日